

更別村農業委員会議事録

令和8年 第7回 更別村農業委員会定例総会議事録を次のとおり作成する。

令和8年 7月21日

更別村農業委員会会長 斗 澤 博 幸

1. 開催状況

(1) 開 会 日 令和8年 7月21日 (14時00分開会、15時45分閉会)

(2) 場 所 更別村役場 3階大会議室

(3) 出席状況 (出席11名、欠席 1名、遅参 0名)

出欠	席番	職名	氏 名	出欠	席番	職名	氏 名
出席		会長	斗 澤 博 幸	出席	6	委員	藤 澤 典 幸
出席	1	委員	早 坂 正 直	出席	7	委員	瀬田川 憲 吾
出席	2	委員	本 多 正 芳	出席	8	委員	西 川 朋 憲
欠席	3	委員	家 常 直 輝	出席	9	委員	原 すみえ
出席	4	委員	高 橋 秀 範	出席	10	委員	高 橋 英 樹
出席	5	委員	田 中 篤	出席	11	委員	日 光 裕 信

(4) 議事録署名委員

1番 早坂委員 2番 本多委員

(5) 招集者

更別村長 西山 猛

(6) 出席した職員

農業委員会事務局 事務局長 川上 祐明 農地係長 西村 悠佑
村産業課 産業課長 中村 清

(7) 議 件

報告第1号 農業者年金業務処理状況について

報告第2号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について

報告第3号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて (結果報告)

議案第1号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地

利用集積等促進計画を定めることの要請について

議案第2号 農用地の利用関係の調整による買入協議の要請について

議案第3号 農用地の利用関係の調整について

議案第4号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

(8) そ の 他

- ① 関係例規集、参考冊子等の配布について
- ② 第31回南十勝農業委員会委員・職員研修会及びパークゴルフ大会について
- ③ 十勝農業委員会連合会主催新任農業委員研修会について
- ④ 経営継承に係る事前打ち合わせについて
- ⑤ 農地パトロール（利用状況調査）について
- ⑥ 委員報酬の支給及び認印の保管について
- ⑦ 農業委員章及び農業委員手帳の交付について
- ⑧ 定例農業委員会の開催計画及び年間行事予定表について
- ⑨ 全国農業新聞の購読について
- ⑩ 農業委員・職員親睦会の運営及び幹事体制について
- ⑪ 令和8年第8回定例農業委員会について

2. 開 会

【事務局長】 それでは、ただ今から令和8年第7回更別村農業委員会定例総会を開催致します。

お手元に「令和8年第7回更別村農業委員会定例総会議案」と書かれているものがあるかと思います。表紙をめくっていただきますと裏面に議事日程が載っておりますので、そちらに沿って進めて参ります。

併せて、議案と別に配布しております議案資料についてもご覧いただきたいと思います。

1頁、右上に「資料【組織・会議に関する法律、規則】」とありまして、タイトルに「農業委員会等に関する法律【以下（法律）】」「更別村農業委員会会議規則【以下（規則）】」と書かれておりまして、その下、ローマ数字で「Ⅰ. 本日の任命関係部分」「①委員の任命」とあり、以下読み上げます。

「法律 第8条 委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命する。」と書いてございます。

この法律に基づきまして、過日開会されました村議会定例会で全委員の任命について同意を得たところでございます。それでは辞令交付をさせていただきます。

※村長より辞令交付。

次に、議案資料の続きになります。ローマ数字の「Ⅱ．本日の議事関係部分」「①会議の成立」「規則第7条 会議は、在任する委員の過半数が出席しなければ開くことができない。」となっています。本日の出席委員は現在11名であり、ここで定める定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますことを報告致します。

続いて「②総会 法律 第27条 農業委員会の委員の会議～この後は「総会」と言います。総会は、会長が招集する。ただし、委員の任期満了による任命の後最初に行われる総会は、市町村長が招集する。」となっておりますので、本総会は本日出席しております西山村長の招集となります。

続いて、農業委員会事務局職員を紹介させていただきます。私事務局長の川上と申します。となりにおりますのが西村係長です。

村長の向かって左側、村から中村産業課長が出席しております。産業課長は毎回この総会に同席いただいております。

3. 村長招集挨拶

【事務局】 それでは、議事日程の2番目になります。西山村長より招集のご挨拶を申し上げます。

【村長】 皆さんこんにちは。お忙しい中にも関わらず、定刻時間前にお集まりいただきましたことに改めて感謝申し上げます。それでは、任期満了後の最初の農業委員会定例総会開催にあたりまして、ひとこと招集の挨拶を申し上げます。

まずもって、第26期となります更別村農業委員会委員の皆様に、先ほど任命辞令を交付させていただきました。任期は3年間となりますが、よろしくお願いいたします。

平成28年から、議会の同意を条件とする市町村長の任命制度へと移行し、農業委員会の所掌に属する事項に関し、利害関係を有しない委員を含むことが義務化されたほか、女性や49歳以下の青年層を積極的に登用するよう配慮を求められてきたところです。

村としまして、農事組合長会議や行政区長会議での説明を経て農業委員の募集を行い、住民の皆様のご理解の下、各地区、団体から定数12名のご推薦をいただきました。おかげさまで持ちまして、利害関係を有しない方、更には女性、青年層の方についても確保することができ、去る6月1日開会の村議会定例会での同意を得たところです。

農業委員会は担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等

に積極的に取り組んでいくことがより強固に位置付けられており、農業が基幹産業であります更別村における農業委員会に課せられた役割も一層重要になってきているところであります。

新たに委員となられた皆様には農地利用の最適化を益々ご推進いただき、更別村農業の発展にどうぞお力添えをくださいますようお願い申し上げます。

先ほどまで産業課長と、金曜日に発生した熊の被害にあわれた方とやっと面会できまして、本人は治療も終わって、相手が子熊だったこともあるのですが、まかり間違えば命を落としたということでもありますし、速やかなという事で9時半頃過ぎに防災さらべつを回し、そして事実関係を全て把握するのに夜中までかかって、次の日4時にハンター、中札内と更別の派出所、中札内は山岳救助隊ということで専門という事もありましたけれども、道の十勝振興局から2名がびったり張り付きまして、そして関係機関で連携をして搜索を開始して。言われた通りその場所で発見して、抵抗した時の傷があったということで、その個体ではないかということでありました。ただ今回は命に係わることで、重要な事態ということで取り組んでいますし、これから猟友会ともいろいろ検討して、農業委員の皆さんにもいろんな土地の関係で、今回は耕作している方も心配をお掛けしたんじゃないかということで、今後そのような事が無いような形を、関係機関と連携を取りながらやっていきたいというふうに思っております。どうか一つよろしく願いいたします。

【事務局】 村長はこの後公務がございますので、退席されます。

※村長退室。

【事務局】 次の日程へ進む前に、会長が決定するまでの間進行を行う仮議長を決めさせていただきます。仮議長は地方自治法107条の、議会における仮議長を年長の議員が行う規定を準用して、年長の委員に行っていただくこととしたいと思いますが、よろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【事務局】 ありがとうございます。それでは年長の委員であります原委員よりよろしくお願い致します。

4. 会長選出

【仮議長】 規定に則りご指名いただきましたので、会長選出まで私が仮議長を務めさせていただきますと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局から選出方法等について説明をお願いします。

【事務局】 それでは議事日程の3番目、会長選出でございます。先ほどの議案資料1頁をご覧ください。ローマ数字のⅡの③になります。「③会長 法律 第5条 農業委員会に会長を置く。 2 会長は、委員が互選した者をもって充てる。」とされております。なお、「6 会長は、委員としての任期が満了したときは、その地位を失う。」ということで、任期満了まで会長職に就くことになります。

互選は全員に参加の機会を与えることが基本となりますので原則投票による選挙となりますが、指名推薦など、全委員の同意があれば必ずしも投票を行う必要はありません。

指名推薦の場合、直接推薦をしていただいて同意を得る方法か、もしくは選考委員会で選考した方を選考委員長が推薦し同意を得る方法などがありますが、どのような方法で選出したら良いか、ご審議をお願いします。参考に、今回は選考委員会で選考、推薦し、同意を得ております。

【仮議長】 ただいま事務局から説明がありましたが、互選ということで、選挙、あるいは推薦、そして選考委員会という三つの方法がありますが、会長についてどのような方法により選出したら良いか、皆様方の意見を伺います。

【藤澤委員】 前回と同じ選考委員会でいいのではないのでしょうか。

【仮議長】 ただ今、選考委員会というご意見がありましたが、皆さんその方法でよろしいのでしょうか？
（「異議なし」の声）

【仮議長】 それでは、会長選出は選考委員会の方法で行うこととします。選考委員による選出について事務局より説明をお願いします。

【事務局】 選考委員の人数と選出方法について、前回同様、鉄南、鉄北、上更別から各1名でいかがでしょうか。

【仮議長】 事務局から提案がありましたが、ご意見を伺います。
（「異議なし」の声）

【仮議長】 では提案どおりですすめて参ります。

※仮議長と事務局協議のうえ選考委員を決定。

【仮議長】 選考委員を発表します。選考委員には、早坂委員、高橋秀範委員、本多委員をお願いします。

なお、選考委員のうち1名を選考委員長に選んでいただきたいと思います。

選考委員は別室で選考委員会をお願いします。

この際暫時休憩します。

※3階ロビーで選考委員と事務局長による選考委員会開催。

【仮議長】 選考委員が戻りましたので再開します。

選考委員長より選考結果の報告をお願いします。

【選考委員長】 選考の結果、斗澤委員を会長に推薦します。

【仮議長】 ただいま選考委員長から選考結果の報告がありました。ご意見を伺います。

(選考結果に同意の意見もしくは何もなければ)

【仮議長】 選考委員会の選考どおり、斗澤委員を会長とすることに異議はありませんか。

(「異議なし」の声)

【仮議長】 それでは会長には斗澤委員が選ばれました。よろしくお願いします。

以上で会長選出の審議は終了しました。皆様ご協力ありがとうございました。

5. 会長就任挨拶

【事務局】 それでは、斗澤会長から一言ご挨拶をいただきます。

【会長】 皆さん、前回に引き続き会長という事で選任されましたが、本当であれば違う人が選ばれるよう願ってここに入ったんですけども、結局もう一度会長という事になりましたので、ぜひご協力いただき、残り3年の任期を上手くやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

【事務局】 それでは会議の方を再開致します。

先ほどの議案資料1頁をご覧ください。ローマ数字のⅡの④になります。
「④議長 規則 第6条 会長は、会議の議長となり議事を主宰する。」
とされておりますので、この後の議事進行は会長に務めていただきます。
会長よろしくお願いします。

6. 会長職務代理者選出

【議長】 5 番目、会長職務代理者の選出について、事務局より説明をお願い致します。

【事務局】 議案資料 1 頁をご覧ください。ローマ数字のⅡの⑤になります。「⑤会長職務代理者 法律 第 5 条の 5 会長が欠けたとき又は事故があるときは、委員が互選した者がその職務を代理する」とされています。

会長の選出と同じく、互選は全員に参加の機会を与えることが基本となりますが、どのような方法で選出したら良いか決定願います。

参考までに、今回は全員の同意をいただきまして会長指名により選出しております。

【議長】 事務局より説明がありました。会長職務代理者の選出方法について、どのような形がよろしいでしょうか？

【藤澤委員】 前回と同じ会長指名がいいと思います。

【議長】 ただ今、会長指名との意見がありましたが、その方法でよろしいですか？
（「異議なし」の声）

【議長】 それでは、会長職務代理者選出は会長指名の方法で行うことといたします。

大事な農業委員会の組織を存続するために、前回の 11 人全員が新人みたいな事にならないように、先を考え、西川委員を会長代理者として指名します。よろしくお願いいたします。

それでは、就任にあたって、大変でしょうが、ご挨拶をお願い致します。

【職務代理】 皆様ご苦勞様でございます。本当に右も左もわからない状態で、いきなりの大役という事になりましたけれども、ほとんどの皆様が農業委員に関しては先輩なので、何か不手際がありましたら都度修正していただきながら、何とか勉強してまいりたいと思いますので、会長さんの足を引っ張らないよう、事務局さんの足を引っ張らないようにしていきたいと思いますので、どうぞ皆様よろしくお願いしたいと思います。

7. 議席の決定

【議長】 6 番目、議席の決定について説明をお願い致します。

【事務局】 議案資料の 2 頁をご覧ください。「⑥ 議席の決定 規則 第 8 条 議席

は、あらかじめくじで定める。」とされています。

くじの方法ですが、現在の仮議席の順に1回のくじで決定することで如何でしょうか。

【議 長】 事務局から説明がありましたが、意見を伺います。
(事務局案に同意の意見もしくは何もないければ)

【議 長】 1回のくじで決定することでよろしいでしょうか。
(「異議なし」の声)

【議 長】 提案どおり、仮議席1番目からくじを引いてもらって本当の席順を決めます。

※仮議席1番の委員からくじ引き

※(仮議席順に引いた結果)早坂委員1番、日光委員11番、瀬田川委員7番、藤澤委員6番、高橋英樹委員10番、家常委員3番、高橋秀範委員4番、原委員9番、西川委員8番、本多委員2番、田中委員5番に決定

【議 長】 ここで5分程度休憩としますので、くじ番号の席へ移動してください。

※議席移動。

8. 委員の担当地区の決定

【議 長】 7番目、委員の担当地区の決定について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】 5点ございます。まず1点目、会長はこれまでどおり担当地区を持たないことで如何でしょうか。

2点目、地区からの推薦委員は、推薦元の地区を担当することで如何でしょうか。

3点目、中立委員についても担当地区を持つこととし、会長の推薦元の地区を担当することで如何でしょうか。

4点目、団体からの推薦委員は地区推薦委員の出身地区ではない地区へ南更別、平和、更生、東栄のうち、農地の利用調整が相当数予想される地区一つを担当することで如何でしょうか。

最後5点目です。売買や賃貸借の案件が出てきたときは、地区担当委員のほかに鉄南、鉄北、上更別の各ブロックの委員を協力委員として位置付

け、事前に担当委員と処分相手の範囲などについて協議してもらうこととしていますが、引き続き各ブロックでの協議の体制をとることとし、前回任期からの継続委員が不在となるブロックには相談役の委員を配置していましたが、今回は継続委員が不在のブロックがないため、相談役は置かないことで如何でしょうか、この5点についてよろしくお願いします。

【議 長】 事務局から説明がありましたが、1点ずつ諮っていきたいと思います。

まず1番目、会長は担当地区を持たないことでどうかとの提案がありましたが、意見を伺います。

(意見等なし)

【議 長】 会長は担当地区を持たないということで、よろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議 長】 会長は担当地区を持たないということで決定致します。

次、2番目、地区からの推薦委員は推薦元となる地区を担当してはどうかという提案ですが、これも前回同様でよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議 長】 推薦委員は推薦元の地区を担当することで決定したいと思います。

次、3番目、中立委員も担当地区を持つこととし、会長の推薦元の地区を担当してはという提案ですが、意見を伺います。

(「ありません」の声)

【議 長】 中立委員も担当地区を持ち、会長の推薦元の地区を担当するという事でよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

【議 長】 中立委員も担当地区を持ち、会長の推薦元の地区を担当するという事で決定致します

4番目、団体からの推薦委員は、地区推薦委員の出身地区ではない地区のうち、農地の利用調整が相当数予想される地区を担当するという提案がありますが、意見を伺います。

(意見等なし)

【議 長】 団体からの推薦委員は農地の利用調整が相当数見込まれる地区を担当するという事で、よろしいでしょうか？

(「はい」の声)

- 【議 長】 団体からの推薦委員は農地の利用調整が相当数見込まれる地区を担当するというので決定致します。

5 番目、各ブロックの協力委員の体制は引き続きとることとし、継続委員が不在となるブロックが今回は無いので、相談役は配置しないことでどうかという提案ではありますが、これも意見を伺います。

(意見等なし)

- 【議 長】 各ブロックの協力委員の体制は引き続きとることとし、継続委員が不在となるブロックが無いので相談役は配置しないことで、よろしいでしょうか。

(「はい」の声)

- 【議 長】 各ブロックの協力委員の体制は引き続きとることとし、継続委員が不在となるブロックが無いので相談役は配置しないことで決定したいと思います。

では、事務局より担当地区案の説明をお願いします。

- 【事 務 局】 それでは、担当地区の案ということで私の方から説明させていただきます。

まず、団体から推薦のありました高橋英樹委員、南更別区を担当していただきたいと思います。続きまして中立委員の原委員、会長の出身ということで更別東区をお願いします。続きまして地区推薦委員、早坂委員・更別区、日光委員・昭和区、瀬田川委員・更南区、高橋秀範委員・勢雄区、西川委員・2 地区になりますが旭区と平和区、田中委員・北更別区、藤澤委員も 2 地区で香川区と更生区、本多委員・上更別南区、家常委員も 2 地区で協和区と東栄区、以上提案させていただきますので、よろしく願い致します。

- 【議 長】 ただ今事務局から担当地区の提案がありましたが、今の提案でよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

- 【議 長】 それでは、担当地区については、ただ今のとおり決定させていただきたいと思います。

- 【事 務 局】 これで担当地区委員が決まったところですが、農業委員の業務の中に現地調査、現地確認というものがあります。内容によって 1 人から複数人と

いう形になりますが、複数人が必要なときは担当地区委員にプラスして隣接の地区委員の組み合わせとさせていただきますので、それはこちらの方で組みさせていただきますので、ご了解いただきたいと思います。

【議 長】 ただ今の件、よろしいですか？
（「はい」の声）

【議 長】 それでは、よろしくお願い致します。

9. 議事録署名委員の決定

【議 長】 次、8 番目、議事録署名委員の決定について説明をお願い致します。

【事 務 局】 議案資料 2 頁をご覧ください。「⑦議事録・署名者の決定 法律 第 33 条 会長は議事録を作成し、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。」「規則 第 13 条 議事録は、署名すべき委員 2 名を会期のはじめに議長が委員にはかって指名することを要する」と定められており、また、「第 14 条 2 議事録には、議長及び委員会において定めた 2 人の署名委員が署名しなければならない。」とされています。

これまでは議席順で指名しておりましたが、同じ形で如何でしょうか。

【議 長】 ただ今事務局から議事録署名委員の決定方法について説明がありましたが、事務局の説明どおり進めてよろしいか伺います。
この内容で決定してよろしいでしょうか？
（「はい」の声）

【議 長】 それでは、議事録署名委員は議席順にすることで決定致します。
本日の議事録署名委員を早速指名させていただきます。議席 1 番早坂委員、2 番本多委員を指名致します。よろしくお願いいたします。

10. 北海道農業会議普通会员の確認

【議 長】 9 番目、北海道農業会議普通会员の確認について、説明をお願い致します。

【事 務 局】 議案資料 2 頁の⑧をご覧ください。「⑧非営利型一般社団法人北海道農業会議」の定款を抜粋し掲載しています。

「第 1 条 この法人は、一般社団法人北海道農業会議という。」「第 3 条

この法人は、広く農業者の立場を代表する組織として、農業委員会相互の連絡調整、情報提供活動等、農業の健全な発展に寄与することを目的とする。」としています。

また、農業会議は会員となった者で構成されており、これが第6条第2項以降に書かれています。「第6条 2 この法人に次の会員を置く。(1) 普通会員 (2) 賛助会員」「4 普通会員たる資格を有する者はこの法人の目的及び業務に賛同する個人であって次に掲げる者とする。(1) 北海道内の市町村に置かれる農業委員会の会長又は当該農業委員会が1名に限って指名した委員」とされており、個人の普通会員に位置付けられています。

そこで、当農業委員会では会長が農業会議の会員となることでよろしいでしょうか。

参考に、前任期についても会長が会員ということで就いていました。

【議長】 ただ今、北海道農業会議普通会員の確認ということで事務局より説明がありましたが、この内容について何かご質問、ご意見等ありませんか？
(意見等なし)

【議長】 なければ事務局の説明どおり、会長が当たるということでよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議長】 それでは会長が当たるという事で、決定させていただきます。

【事務局】 議件に入る前に、再度議案資料2頁をご覧ください。

議件の取り決め事項を説明致します。「⑨発言 規則 第9条 委員は、議案について、自由に質疑し及び意見を述べるができる。」となっています。この際は「2 委員は、発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。」とされています。

次に⑩です。「⑩議決の方法 法律 第30条 総会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。」となっていますので、よろしくお願い致します。

また、この議案資料の3頁目、4頁目につきましては、後ほどご覧いただきたいと思います。

11. 議件の審議状況

(1) 報告第1号 農業者年金業務処理状況について

【議長】 それでは10番目、これより議件に入らせていただきたいと思います。本日は報告事項3件、議案が4件となっております。よろしくお願い致します。

す。まず報告第1号、農業者年金業務処理状況について説明をお願い致します。

【事務局】 これから議件に入りますが、新任委員がおられますので、今月以降新たな議件が出てきた都度、仕組みや法的根拠を前置きし説明させていただきますので、多少時間がかかりますが、ご了解いただきたいと思います。

それでは報告第1号、農業者年金業務処理状況について説明致します。

まずは、本日参考冊子として配布しています、「はじめての農業委員会4 農業委員会業務の手引」と書かれた冊子をご覧ください。

6頁から「農業委員会の事務と農業委員の役割」とありまして、12頁の「3）農業委員会法第6条第3項の事務（農業の担い手の育成・確保）」の「法人化、農業経営の支援」の説明の中で、4行目に「農業者年金への加入推進」とあります。

次に同じく配布しています、「はじめての農業委員会3 知って得する農業者年金業務の手引」と書かれた冊子になります。2頁から3頁に農業者年金制度の設立経緯や内容がありますが、2頁の6行目から、農業者年金は、農林水産省が予算化している公的な年金です。農業者年金制度の普及や加入推進は、農業委員会業務のうち（農業者等への）情報の提供として、農業委員会法に定める第6条第3項に位置づけられており、さらに令和7年4月に閣議決定された改正「食料・農業・農村基本計画」にも将来の担い手を育成・確保する支援制度として位置づけられたからですとあり、農業委員会業務の中に農業者年金制度の普及や加入推進が位置付けられております。

続いて14頁になりますが、「まずは、農業者年金を知ろう」の下側の緑色の部分ですが、農業委員会やJAは農業者年金の実施機関である農業者年金基金の業務受託機関となっており、手続きについては、基本的には農協が受け付け、農業委員会を経由して農業者年金基金に提出しています。

続いて議案をご覧ください。表紙から2枚めくったところに報告第1号を載せております。

ここでは、前回の6月定例総会議案調製以降の農業者年金業務の処理状況を報告するものです。

まず資格関係です。内容は議案のとおりで、政策支援加入要件不該当届出書ですが、先ほどの「はじめての農業委員会3」の7頁の下側ですが、赤字で「⑤要件を満たせば政策支援（保険料の国庫補助）を受けられます」とありまして、補助を受けられる期間は、35歳未満であれば要件を満たしているすべての期間となり、35歳以上であれば10年以内、通算して20年以内となります。今回は35歳以上の10年となったため、政策支援加入から通

常加入へとなるものです。

住所変更届出書については、年金上の住所が転居後の現在の住所と異なっていたため変更したものです。

給付関係で、老齢年金裁定請求書（旧制度）（新制度）、特例付加年金裁定請求書については、受給開始を希望する年齢に達したため請求するものです。

老齢年金は、旧制度は65歳、新制度は60歳から75歳の間で受給を希望する時期に手続きをするものです。ここでいう旧制度、新制度についてですが、農業者年金制度は平成14年1月に大幅な制度改正があり、それまで加入していた方の制度を旧制度、それ以降に加入した方の制度を新制度といいます。

特例付加年金については、政策支援加入により保険料の国からの補助を受けていて、要件に沿った経営継承を行った方が、その補助部分を原資として受給する年金です。

農業を営む者でなくなったことの届については、過去に家族経営協定を元の経営主である旦那さんと締結して政策支援加入をしていた方で、旦那さんが後継者に経営継承して当時の家族経営協定を破棄したことにより、特例付加年金の受給要件を満たしたことを届けるもので、経営継承した当時に手続きを行っていなかったため、今回手続きするものです。

【議長】 ただ今説明がありました、何か分からない点、ご質問等があれば、お願い致します。
（質疑等無）

【議長】 なければ、この案件については報告事項でありますので、次に進めたいと思いますが、よろしいでしょうか？
（「はい」の声）

(2) 報告第2号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について

【議長】 それでは次、報告第2号、農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について説明をお願い致します。

【事務局】 報告第2号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について説明致します。

先ほどの「はじめての農業委員会4」の6頁をご覧ください。

「農業委員会の事務と農業委員の役割」の「1）農業委員会法第6条第1項の事務（農地の確保と有効利用）」の「(1)農地法に基づく事務」の二重マルの3つめ「農地所有適格法人の要件確認と勧告」とありまして、農地

所有適格法人から提出された事業状況報告書により事務局は、①法人形態要件②事業要件③議決権要件④役員要件を満たしているかを確認しますとあります。その下の緑色の部分ですが、農地所有適格法人は、毎事業年度の終了後、3か月以内に事業状況報告書を農業委員会に提出することになっています。

それでは議案をご覧ください。6月定例総会議案調製以降、1件の法人から定期報告書の提出がありましたので、報告するものです。

内容は議案のとおりで、まず法人形態要件ですが、農事組合法人、公開会社でない株式会社、合名会社、合資会社、合同会社のいずれかであることが要件となっておりまして、尚、有限会社という会社形態ですが、平成18年5月に法改正があり、有限会社という会社類型はなくなっておりまして、その時点で株式会社として存続している扱いになっています。名称は有限会社と書かれていても、会社法の扱いでは株式会社となっているということです。

ここでは、株式会社（非公開）ということで、法人形態要件は満たしております。

次に事業要件では、法人の主たる事業が、農業とその農業に関連する事業であることが要件となっており、具体的には、総売上のうち農業と農業関連事業の占める割合の3か年平均が過半、50%を超えることとされています。

ここでは、農業及び農業関連事業の売上げの3か年平均が98.3%で50%を超えているということで、事業要件は満たしております。

次に議決権要件では、法人の総議決権数の過半が、年間150日以上農業に従事する常時従事者や農地の権利提供者などであることが要件となっております。

ここでは、総議決権数3のうち、年間150日以上農業に従事する常時従事者の議決権数が3ということで、100%で50%を超えているということで、議決権要件は満たしております。

次に役員要件では、要件が2点ありまして、まず法人の理事などの役員の過半は、年間150日以上農業に従事する構成員、いわゆる議決権をもつ方であることとなっておりまして、ここでの「農業に従事」とは、農作業に加え経理や営業などのデスクワーク等も含まれます。

ここでは、役員2名のうち、年間150日以上農業に従事する構成員の割合が2名、100%で50%を超えているということで、役員要件の一つ目は満たしております。

役員要件の二つ目ですが、法人の役員のうち1人以上が、年間60日以上農作業に従事することとなっています。

ここでは、役員2名が年間60日以上農作業に従事しているということで、役員要件の二つ目も満たしております。

以上、法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件、全ての要件を満たしていることを確認しております。

【議長】 ただ今説明がありました、この件について何かご質問等があれば、お願い致します。

(質疑等無)

【議長】 なければ、この件はよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

(3) 報告第3号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて（結果報告）

【議長】 それでは次へ進みます。報告第3号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて、結果報告をお願い致します。

【事務局】 報告第3号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん（結果報告）について説明致します。

先ほどの「はじめての農業委員会4」の8頁をご覧ください。

「(2) 基盤法に基づく事務」の二重マルの2つめ「認定農業者等への利用権の設定などの促進」とありまして、認定農業者等からの農地を借りたいなど申し出を受けた時、農地の出し手との利用調整に努めましようとなります。次に11頁をご覧ください。「2) 農業委員会法第6条第2項の事務（農地等利用の最適化の推進）」の「①担い手への農地利用の集積・集約化」とありまして、令和5年施行の改正基盤法により、将来の地域農業の在り方を示した地域計画を策定することになりました。地域計画には、目標地図に位置づけられている担い手や多様な農業者への農地の集積などの目標が定められています。実現に向け権利設定を促ましようとなります。

別に配布しているファイル形式の「条例・規則・基準・要綱等」をご覧ください。こちらは村で定める条例や規則などの例規や、各種制度の資料をまとめたものですが、このなかの3. 更別村農地移動適正化あっせん基準とありまして、この基準に基づき、農業委員会が実施主体となり、あらかじめあっせん譲受等候補者名簿に登録された方をあっせんの相手方として選定し、農業委員の中から選ばれたあっせん委員によって農用地等の権利移動を行っています。

制度改正がありまして、現在は農地の売買をあっせん、賃貸借を利用調整という方式で区分しております。

議案に戻りまして、6月定例総会以降のあっせん委員会の開催結果を報告するもので、売買1件のあっせんが成立した他、所有権の移転調整を2件行っております。

売買1件目、内容は議案のとおりです。

制度改正によりまして、昨年度から農業委員会のあっせん等による農地の賃貸借及び売買については、農地中間管理機構、北海道では北海道農業公社になりますが、公社を介して行うことになっておりまして、今までの当事者間での直接売買の手続きは、譲渡人から公社への売買と、公社から譲受人への売買を同時に行う、農地中間管理事業の特例事業であります農地売買等事業の即売りタイプにより行うこととなっております。

こちらの事業には手数料がかかることになっておりまして、譲渡人には2%に消費税の額、こちらは後で出てきます、今までの公社に一旦つないで5年後に公社から売渡しを受ける事業と同様の内容になっています。そして譲受人には、新たに1%に消費税の額と登記用印紙代が土地代金と別にかかることになっています。

続いて所有権移転調整1件目、内容は議案のとおりです。

表の右から3列目の「事業名」欄ですが、あっせん委員会で調整の結果、農地中間管理機構の特例事項であります農地売買等事業の貸付タイプということで、一旦譲渡人と農業公社で売買をして、売渡予定者が5年間一時貸付けを受け、その後に農業公社から売渡しを受けるというものですが、この事業による買入が必要であると認めたところです。

表の右から2列目、申出者に係る手数料ということで、手数料2%、手数料にかかる消費税を差引した金額が支払われます。

表の一番右の列には売渡予定者が機構へ5年間支払う貸付料の年額を載せております。こちらは売渡予定額の1%となります。

尚、こちらに関連した買入協議という議案が、後で出てきます。

続いて所有権移転調整2件目、内容は議案のとおりです。

詳細は1件目と同様です。

【議長】 それでは、ただ今説明がありましたが、あっせん委員長を務められました高橋秀範委員より報告お願い致します。

【高橋秀範委員】 7月6日にあっせん委員会を、私と早坂委員、瀬田川委員、藤澤委員で行いまして、売買及び所有権移転調整、いずれも特に問題なく、無事に成立しました。内容は議案のとおりです。

【議 長】 ただ今報告がありました、この件につきまして、ご質問等があればお願い致します。
(質疑等無)

【議 長】 なければ、よろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議 長】 以上で報告事項の方を終了させていただきます。

- (4) 議案第 1 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定による農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について

【議 長】 それでは、これより議案に入ります。議案第 1 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定による農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について説明をお願い致します。

【事 務 局】 議案第 1 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定による農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について説明致します。

先ほどの「はじめての農業委員会 4」の 10 頁をご覧ください。

「(3)農地中間管理事業の推進に関する法律（機構法）に基づく事務」の二重マル「農用地利用集積等促進計画に対する意見」とありまして、農地中間管理機構が農用地利用集積等促進計画（以下促進計画）を定めようとするときは、農業委員会及び地域計画内の場合は市町村、その他の利害関係人に意見を聴いたうえで都道府県知事の認可を受けることになっています。なお、その権利移動の効果は、公告することにより生じる点に注意しましょうとあります。農地の賃貸借や売買についての内容を定める促進計画を認可・公告することにより、契約が成立するということになります。

また、促進計画の認可は都道府県知事が行うものですが、権限移譲により市町村が認可・公告を行っております。

その下の紫色の部分ですが、機構が促進計画を定めようとするときは農業委員会の意見を聴くことになっています。（機構法第 18 条第 3 項）総会又は部会の審議により意見書を作成します。農業委員会が農用地の利用の効率化等のために必要がある場合は、促進計画を定めるべきことを機構に要請できるとあります。

機構への要請を行う場合には前段の意見は不要となりますので、総会では機構への要請について審議いただいております。

議案に戻りまして、中間管理法に基づき農地中間管理機構に対して下記

の利用権設定等5件の農用地利用集積等促進計画を定めることについて要請してよいか審議をお願い致します。

賃貸借の1件目、内容は議案のとおりで、こちらは5月の定例総会で、農業公社への買入を審議したものです。農地売買等事業の貸付タイプで農業公社が買入しており、今回は売渡し予定者へ一時貸付をして、5年後に売渡しの予定です。

売買の1件目、内容は議案のとおりで、こちらは前回の定例総会において、所有権移転調整についての報告と、買入協議の要請についての審議をしており、今回は農地売買等事業の貸付タイプで農業公社が買入するものです。

売買の2件目、内容は議案のとおりで、こちらも前回の定例総会において、所有権移転調整についての報告と、買入協議の要請についての審議をしており、今回は農委売買等事業の貸付タイプで農業公社が買入するものです。

売買の3件目、内容は議案のとおりで、報告第3号の売買の1件目で報告した農地売買等事業の即売りタイプの農業公社の買入です。

売買の4件目、内容は議案のとおりで、報告第3号の売買の1件目で報告した農地売買等事業の即売りタイプの農業公社の売渡です。

以上、促進計画に登載するためのものであり、中間管理法第18条第5項で規定する各要件であります基本方針及び事業規程への適合、全ての農用地の効率的利用、必要な農作業への常時従事、これらについては満たしていると考えております。

【議長】 ただ今説明がありました、まず賃貸借1件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。
(意見等無)

【議長】 なければ、この内容で要請してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議長】 それでは要請するものと致します。
続いて売買1件目の件につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。
(意見等無)

【議 長】 なければ、この内容で要請してもよろしいでしょうか？
（「はい」の声）

【議 長】 それでは要請するものと致します。
続いて売買 2 件目の件につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。
（意見等無）

【議 長】 なければ、この内容で要請してもよろしいでしょうか？
（「はい」の声）

【議 長】 それでは要請するものと致します。
続いて売買 3 件目の件につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。
（意見等無）

【議 長】 なければ、この内容で要請してもよろしいでしょうか？
（「はい」の声）

【議 長】 それでは要請するものと致します。
続いて売買 4 件目の件につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。
（意見等無）

【議 長】 なければ、この内容で要請してもよろしいでしょうか？
（「はい」の声）

【議 長】 それでは要請するものと致します。

(5) 議案第 2 号 農用地の利用関係の調整による買入協議の要請について

【議 長】 それでは次へ進みます。議案第 2 号、農用地の利用関係の調整による買入協議の要請について説明お願い致します。

【事務局長】 議案第 2 号、農用地の利用関係の調整による買入協議の要請について説明致します。

議案資料 5 頁をご覧ください。「農地を売った場合の税金」ということで、農地を売った場合の課税の特例、特別控除があり、一般的なあつせんでの売買については 800 万円の控除の対象になりますが、1,500 万円の控除の対象になる場合があり、農業経営基盤強化促進法に基づき市町村長が通知する農地中間管理機構との買入協議により、農地中間管理機構に譲渡

した場合が対象となります。

こちらは、あっせんの際に農地の受け手への譲渡が困難な場合に、担い手への集積を図るため公社による買い入れが特に必要と認めるときは、農業委員会が市町村長に対して、公社が買入の協議を行う事を所有者に通知するよう要請して、公社が農地を買入するというもので、今は買えないけど5年後なら買えるという場合に、いわゆる公社の農地売買等事業の貸付タイプにより一旦公社が買入して一時貸付けを受け、5年後に売り渡す事業により売買をする方式になります。

議案に戻りまして、基盤強化法第22条第1項の規定に基づく所有権移転のあっせん申出に対する農用地の利用関係の調整の結果、農地中間管理機構による買入が特に必要と認め、村長から申出者へ買入協議に係る通知をするよう要請してよろしいか審議をお願い致します。

要請書は議案の次の頁からになります。本日付で会長から村長へ要請する内容で、まず1件目、買入協議の必要な土地については記載のとおりで、こちらは報告第3号の所有権移転調整の1件目で報告した箇所になります。

続いて2件目、内容は議案のとおりで、こちらは報告第3号の所有権移転調整の2件目で報告した箇所になります。

【議長】 ただ今事務局から説明がありました、まず1件目につきまして、何かご意見ご質問等があればお願い致します。
(質疑等無)

【議長】 なければ、このとおり要請することとしてよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議長】 それでは要請するものいたします。
次に2件目につきまして、何かご意見ご質問等があればお願い致します。
(質疑等無)

【議長】 なければ、このとおり要請することとしてよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議長】 それでは要請するものいたします。

(6) 議案第3号 農用地の利用関係の調整について

【議長】 それでは次へ進みます。議案第3号、農用地の利用関係の調整について説明お願い致します。

【事務局長】 議案第 3 号、農用地の利用関係の調整について説明致します。

先ほどの報告第 3 号でも説明しましたが、農業委員の役割として、認定農業者等への利用権の設定などの促進、担い手への農地利用の集積・集約化が位置づけられており、更別村では賃貸借については利用調整として取り扱っております。

農地中間管理事業規定第 8 条の規定に基づき申出があった農用地について、利用関係の調整を行ってよろしいか審議をお願いいたします。

内容は議案のとおりです。

議案資料をご覧ください。6 頁に図面を付けております。

なお、本件は、賃貸借の期間が満了を迎えるため、改めて利用調整するための申出になりますが、従前と変わらない内容で更新することとなり、この場合は当事者は会議に呼ばずに担当委員を含む 4 名の利用調整委員による書類作成のみで利用調整の処理をしております、今回の件も書類のみで処理してよろしいか、併せて審議をお願い致します。

【議長】 ただ今説明がありましたが、この件につきまして利用調整を行ってもよろしいでしょうか？

（「はい」の声）

【議長】 それでは、利用調整をするものと致します。併せて、従前と変わりがないので、書類利用調整という形で進めたいと思いますが、よろしいでしょうか？

（「はい」の声）

【議長】 それでは利用調整委員を選ばせていただきます。高橋秀範委員、高橋英樹委員、西川委員、本多委員お願いします。

利用調整委員会の開催ですが、定例会終了後でよろしいでしょうか？

（「はい」の声）

【議長】 それでは定例終了後よろしくお願いします。

(7) 議案第 4 号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

【議長】 それでは次へ進みます。議案第 4 号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について説明お願い致します。

【事務局長】 議案第 4 号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について説明致します。先ほどの「はじめての農業委員会 4」の 4 頁をご覧ください。③農

業員会の構成の黄色の部分ですが、農業委員・推進委員は、特別職の公務員（非常勤）で、職務上知りえた秘密をもらしてはいけませんとあります。

次に議案資料 7 頁をご覧ください。昨年の文書ですが、全国農業会議所から、農業委員会による不祥事が相次いで発生したことから、農業委員会の法令遵守、綱紀保持の取り組みの徹底が求められています。

当委員会においても毎年確認することとしており、任期初めに合わせて決議をお願いするものです。

議案に戻りまして、決議の内容について読み上げます。

私たち農業委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

1. 農業委員が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第 31 条の議事参与の制限、同 33 条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2. 農業委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和 8 年 7 月 21 日、更別村農業委員会。

申し合わせ決議の内容は以上です。

【議 長】 それでは、この件について、ご意見ご質問があればお願い致します。
(意見等無)

【議 長】 特になければ、この内容で決議してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議 長】 それでは決議するものと致します。

以上で議案審議の方は終了となります。

12. その他の協議状況

(1) 関係例規集、参考冊子等の配布について

【議 長】 次、11番目、その他に移ります。1件目、関係例規集、参考冊子等の配布

について説明をお願い致します。

※ 各委員へ別冊の参考ファイル及び参考冊子を配布。

(2) 第31回南十勝農業委員会委員・職員研修会及びパークゴルフ大会について

【議 長】 次、2件目、第31回南十勝農業委員会委員・職員研修会及びパークゴルフ大会についてお願い致します。

※ 8月18日（火）大樹町で開催。福祉バスで役場前12時40分出発予定。資料9頁～14頁により説明。

(3) 十勝農業委員会連合会主催新任農業委員研修会について

【議 長】 次、3件目、十勝農業委員会連合会主催新任農業委員研修会についてお願い致します。

※ 8月20日（木）午後2時～4時、とかちプラザで開催。都合が悪い場合を除き参加を。公用車で役場前12時40分出発予定。資料15頁により説明。

(4) 経営継承に係る事前打ち合わせについて

【議 長】 次、4件目、経営継承に係る事前打ち合わせについてお願い致します。

※ 資料16頁により説明。後日日程を調整する。

(5) 農地パトロール（利用状況調査）について

【議 長】 次、5件目、農地パトロール（利用状況調査）について説明をお願い致します。

※ 資料17頁～21頁により説明。

※ 7月22日（火）～8月20日（木） 午前か午後
鉄南、鉄北、上更別の地区ごとに実施（会長は今年は上更別）。

※ 地区ごとに日程調整して日時を決める。

鉄南：8/7（金）9:00

鉄北：8/4（火）9:00

上更：8/4（火）13:30

(6) 委員報酬の支給及び認印の保管について

【議 長】 次、6件目、委員報酬の支給及び認印の保管について説明をお願い致します。

す。

※ 毎月21日支給。7月分は日割計算となり、8月10日に支払。

※ 事務に必要な印鑑を事務局へ預けていただきたい。

(7) 農業委員章及び農業委員手帳の交付について

【議長】 次、7件目、農業委員章及び農業委員手帳の交付について、説明をお願い致します。

※ 新任委員に農業委員章と手帳を本日配布。

※ 手帳に挟み込む身分証明書は、次回定例総会時に配布。

(8) 定例農業委員会の開催計画及び年間行事予定表について

【議長】 次、8件目、定例農業委員会の開催計画及び年間行事予定表について説明をお願い致します。

※ 資料22頁～23頁により説明。

(9) 全国農業新聞の購読について

【議長】 次、9件目、全国農業新聞の購読について説明をお願い致します。

※ 資料24頁により説明。毎週1回発行で、購読料は月額900円。代金は組勘及び普通口座から半年ごとに引落し。

(10) 農業委員・職員親睦会の運営及び幹事体制について

【議長】 次、10件目、農業委員・職員親睦会の運営及び幹事体制についてお願い致します。

※ 資料25頁により説明。会費、事業について説明。議席順により幹事体制構築。

※ 見舞金、香典について確認。

(11) 令和8年 第8回農業委員会定例総会について

※ 第8回定例総会は、8月25日（火）13時30分から決定する。

13. 閉会挨拶

【会 長】 それでは、これで終わります。お疲れさまでした。